五　保育士登録簿又は地域限定保育士登録簿の登録番号	五　保育士登録簿の登録番号
六　保育士登録簿又は地域限定保育士登録簿の登録年月日	六　保育士登録簿の登録年月日
七　保育士登録又は地域限定保育士登録をした都道府県名	七　保育士の登録都道府県名
八　保育士登録又は地域限定保育士登録の取消年月日	八　保育士の登録の取消年月日
九　保育士登録又は地域限定保育士登録を取り消した際の氏名が保育士登録簿又は地域限定保育士登録簿に記載されている氏名と異なる場合にあっては、保育士登録又は地域限定保育士登録を取り消した際の氏名（振り仮名が確認できる場合には、片仮名で振り仮名を付するものとする。）	九　登録を取り消した際の氏名が保育士登録簿に記載されている氏名と異なる場合にあっては、登録を取り消した際の氏名（振り仮名が確認できる場合には、片仮名で振り仮名を付するものとする。）
十　保育士登録証（児童福祉法第十八条の三十六第一項の規定により読み替えて適用する場合にあっては、準用旧児童福祉法第十八条の十八第三項の国家戦略特別区域限定保育士登録証）又は地域限定保育士登録証に記載されている旧氏（住民基本台帳法施行令（昭和四十二年政令第二百九十二号）第三十条の十三に規定する旧氏をいう。）	十　保育士登録証（国家戦略特別区域法第十二条の五第八項において準用する場合にあっては、国家戦略特別区域限定保育士登録証）に記載されている旧氏（住民基本台帳法施行令（昭和四十二年政令第二百九十二号）第三十条の十三に規定する旧氏をいう。）

備考　表中の［一］の記載は注記である。

○こども家庭庁告示第十四号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律（令和四年法律第百四号）の一部の施行に伴い、及び児童福祉法施行規則（昭和二十三年厚生省令第十一号）第六条の二の三第二項の規定に基づき、児童福祉法施行規則第六条の二の三第二項の規定に基づきこども家庭庁長官の定める者（令和六年こども家庭庁告示第五号）の一部を次のように改正し、告示の日から適用する。

令和八年八月五日

こども家庭庁長官　渡辺由美子

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
児童福祉法施行規則第六条の二の三第二項の規定に基づきこども家庭庁長官の定める者は、次の各号のいずれかに該当する施設又は事業において二年以上かつ二千八百八十時間以上児童の保護、支援又は教育に従事した者とする。	児童福祉法施行規則第六条の二の三第二項の規定に基づきこども家庭庁長官の定める者は、次の各号のいずれかに該当する施設又は事業において二年以上かつ二千八百八十時間以上児童の保護、支援又は教育に従事した者とする。
［一～十　略］	［一～十　同上］
十一　障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五条第十一項に規定する障害者支援施設又は同法第二十九条第一項に規定する指定障害福祉サービス事業者の事業所（同法第五条第七項に規定する生活介護、同条第十二項に規定する自立訓練、同条第十三項に規定する就労選択支援、同条第十四項に規定する就労移行支援又は同条第十五項に規定する就労継続支援を行うものに限る。）であって、当該施設に入所し、又は当該サービスを受ける者の半数以上が十八歳未満であるもの	十一　障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五条第十一項に規定する障害者支援施設又は同法第二十九条第一項に規定する指定障害福祉サービス事業者の事業所（同法第五条第七項に規定する生活介護、同条第十二項に規定する自立訓練、同条第十三項に規定する就労移行支援又は同条第十四項に規定する就労継続支援を行うものに限る。）であって、当該施設に入所し、又は当該サービスを受ける者の半数以上が十八歳未満であるもの
［十二・十三　略］	［十二・十三　同上］

備考　表中の［一］の記載は注記である。

○法務省告示第六十七号

出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第七条第一項第二号の規定に基づき、出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の規定に基づき同法別表第一の五の表の下欄に掲げる活動を定める件（平成二年法務省告示第百三十一号）の一部を次のように改正する。

令和八年八月五日

法務大臣　平口　洋

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号。以下「法」という。）第七条第一項第二号の規定に基づき、同法別表第一の五の表の下欄に掲げる活動であらかじめ定めるものを次のとおり定める。	出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号。以下「法」という。）第七条第一項第二号の規定に基づき、同法別表第一の五の表の下欄に掲げる活動であらかじめ定めるものを次のとおり定める。
［一～五十八　略］	［一～五十八　同上］
［別表第一～別表第十一　略］	**［別表第一～別表第十一　同上］**
別表第十二	**別表第十二**
一　次のいずれかに該当すること。	一　次のいずれかに該当すること。
イ　公益社団法人日本プロスキー教師協会（ＳＩＡ）が認定する次に掲げるいずれかの資格を有していること。	イ　公益社団法人日本プロスキー教師協会（ＳＩＡ）が認定する次に掲げるいずれかの資格を有していること。
(1)　アルペンスキー・レベルⅠ	(1)　アルペンスキー・ステージⅠ
(2)　アルペンスキー・レベルⅡ	(2)　アルペンスキー・ステージⅡ
(3)　アルペンスキー・レベルⅢ	(3)　アルペンスキー・ステージⅢ
(4)　アルペンスキー・レベルⅣ	(4)　アルペンスキー・ステージⅣ
［ロ　略］	［ロ　同上］
［二・三　略］	［二・三　同上］
［別表第十三～別表第十七　略］	**［別表第十三～別表第十七　同上］**

備考　表中の［一］の記載は注記である。

附　則

この告示は、公布の日から施行する。